

五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第五項から第二十五項までの規定）を適用する。

7 青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8 青色申告書を提出する法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等

（第一項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第二項の規定の適用を受けないときは、供用年度における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額とする。

9 青色申告書を提出する法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、

特定生産性向上設備等（生産性向上設備等のうち第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）を前二項の特定生産性向上設備等と、当該法人の特例適用事業年度をこれらの規定の供用年度と、それぞれみなして、これらの規定を適用する。

10 第一項から第三項までの規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得したこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等については、適用しない。

11 第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

12 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

13 第七項及び第八項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる第七項から第九項までに規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項及び第八項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載されたこれらの特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

14 法人の有する減価償却資産で、第二項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十五の六第二項の規定の適用を受けたもの）又は第二項の規定の適用を受けることができるものに係る第四十二条の十二の二、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の十二の五第一項」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項」と、第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二の五第一項」とあ

るは「第四十二条の十二の五第一項若しくは第二項」と、「第六十八条の四十第一項」とあるのは「第六十八条の四十第一項（第六十八条の十五の六第十五項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下の条において同じ。）」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第四十二条の十二の五第十四項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第六十八条の四十一第一項）」とあるのは「場合（第六十八条の四十一第一項（第六十八条の十五の六第十五項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第六十八条の四十一第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

15
第七項及び第八項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用について、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第七項及び第八項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項及び第八項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除し

た金額。次項及び第三項において同じ。)」と、同法第百四十四条の四

第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十二の五第七項」とする。

16 第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第四十二条の十三 法人が一の事業年度において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)の合計額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額(第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の三第二項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条、第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第一百四十四条及び第一百四十五条の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)の百分の九十に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額(以下この条において「法人税額超過額」という。)は、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除しない。この場合において、当該法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第四十二条の十三 法人が一の事業年度において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)の合計額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額(第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の三第二項、第三項及び第五項並びに前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。)に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額(以下この条において「法人税額超過額」という。)は、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除しない。この場合において、当該法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一四省略

五 第四十二条の六第七項から第九項までの規定 それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

六 省略

七 第四十二条の十第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

八 省略

九 省略

十 省略

十一 省略

十二 第四十二条の十二の四第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十三 前条第七項又は同項及び同条第八項の規定 それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

2

前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた事業年度終了日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第四十二条の四第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第

一四同上

五 第四十二条の六第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 前条第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十一 同上

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 同上

十七 同上

十八 同上

十九 同上

二十 同上

二十一 同上

二十二 同上

二十三 同上

二十四 同上

二十五 同上

二十六 同上

二十七 同上

二十八 同上

二十九 同上

三十 同上

三十一 同上

三十二 同上

三十三 同上

三十四 同上

三十五 同上

三十六 同上

三十七 同上

三十八 同上

三十九 同上

四十 同上

四十一 同上

四十二 同上

四十三 同上

四十四 同上

四十五 同上

四十六 同上

四十七 同上

四十八 同上

四十九 同上

五十 同上

五十一 同上

五十二 同上

五十三 同上

五十四 同上

五十五 同上

五十六 同上

五十七 同上

五十八 同上

五十九 同上

六十 同上

六十一 同上

六十二 同上

六十三 同上

六十四 同上

六十五 同上

六十六 同上

六十七 同上

六十八 同上

六十九 同上

七十 同上

七十一 同上

七十二 同上

七十三 同上

七十四 同上

七十五 同上

七十六 同上

七十七 同上

七十八 同上

七十九 同上

八十 同上

八十一 同上

八十二 同上

八十三 同上

八十四 同上

八十五 同上

八十六 同上

八十七 同上

八十八 同上

八十九 同上

九十 同上

九十一 同上

九十二 同上

九十三 同上

九十四 同上

九十五 同上

九十六 同上

九十七 同上

九十八 同上

九十九 同上

一百 同上

一百一 同上

一百二 同上

一百三 同上

一百四 同上

一百五 同上

一百六 同上

一百七 同上

一百八 同上

一百九 同上

一百十 同上

一百十一 同上

一百十二 同上

一百十三 同上

一百十四 同上

一百十五 同上

一百十六 同上

一百十七 同上

一百十八 同上

一百十九 同上

一百二十 同上

一百二十一 同上

一百二十二 同上

一百二十三 同上

一百二十四 同上

一百二十五 同上

一百二十六 同上

一百二十七 同上

一百二十八 同上

一百二十九 同上

一百三十 同上

一百三十一 同上

一百三十二 同上

一百三十三 同上

一百三十四 同上

一百三十五 同上

一百三十六 同上

一百三十七 同上

一百三十八 同上

一百三十九 同上

一百四十 同上

一百四十一 同上

一百四十二 同上

一百四十三 同上

一百四十四 同上

一百四十五 同上

一百四十六 同上

一百四十七 同上

一百四十八 同上

一百四十九 同上

一百五十 同上

一百五十一 同上

一百五十二 同上

一百五十三 同上

一百五十四 同上

一百五十五 同上

一百五十六 同上

一百五十七 同上

一百五十八 同上

一百五十九 同上

一百六十 同上

一百六十一 同上

一百六十二 同上

一百六十三 同上

一百六十四 同上

一百六十五 同上

一百六十六 同上

一百六十七 同上

一百六十八 同上

一百六十九 同上

一百七十 同上

一百八十一 同上

一百八十二 同上

一百八十三 同上

一百八十四 同上

一百八十五 同上

一百八十六 同上

一百八十七 同上

一百八十八 同上

一百八十九 同上

一百九十 同上

一百九十一 同上

一百九十二 同上

一百九十三 同上

一百九十四 同上

一百九十五 同上

一百九十六 同上

一百九十七 同上

一百九十八 同上

一百九十九 同上

一百二十 同上

一百二十一 同上

一百二十二 同上

一百二十三 同上

一百二十四 同上

一百二十五 同上

一百二十六 同上

一百二十七 同上

一百二十八 同上

一百二十九 同上

一百三十 同上

一百三十一 同上

一百三十二 同上

一百三十三 同上

一百三十四 同上

一百三十五 同上

一百三十六 同上

一百三十七 同上

一百三十八 同上

一百三十九 同上

一百四十 同上

一百四十一 同上

一百四十二 同上

一百四十三 同上

一百四十四 同上

一百四十五 同上

一百四十六 同上

一百四十七 同上

一百四十八 同上

一百四十九 同上

一百五十 同上

一百五十一 同上

一百五十二 同上

一百五十三 同上

一百五十四 同上

一百五十五 同上

一百五十六 同上

一百五十七 同上

一百五十八 同上

一百五十九 同上

一百六十 同上

一百六十一 同上

一百六十二 同上

一百六十三 同上

一百六十四 同上

一百六十五 同上

一百六十六 同上

一百六十七 同上

一百六十八 同上

一百六十九 同上

一百七十 同上

一百三十一 同上

一百三十二 同上

一百三十三 同上

一百三十四 同上

一百三十五 同上

一百三十六 同上

一百三十七 同上

一百三十八 同上

一百三十九 同上

三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十
第三項、第四十二条の十一第三項又は第四十二条の十二の三第三項の規
定をいう。次項及び第五項において同じ。）を適用したならば、各事業
年度の所得に対する法人税の額から控除することができる最終の事業年
度終了の日までの期間をいう。

3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項及び

第五項において「超過事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事
業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結
事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る
連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書
の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）において、第一項各号
に定める金額のうち同項後段の規定により法人税額超過額を構成するこ
ととされた部分に相当する法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書
の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）において、第一項各号
に定める金額のうち同項後段の規定により法人税額超過額を構成するこ
ととされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号
に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第四
十二条の四第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する繰越
税額控除限度超過額に該当するもの（同条第四項の規定を適用したなら
ば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、同条第十
二項第七号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者等税
額控除限度超過額に該当するもの（同条第八項において準用する同条第
四項の規定を適用したならば当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額
とみなされる金額を含む。）又は第四十二条の五第四項、第四十二条の
六第十一項、第四十二条の九第三項、第四十二条の十第四項、第四十二
条の十一第四項若しくは第四十二条の十二の三第四項の規定を適用した
ならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの
に限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、第六十八条の十五の七第一項の規定の適用を受けた法
人の同条第三項に規定する超過連結事業年度（次項において「超過連結
事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青
色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事
業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人
税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場
合の各事業年度に限る。）において、第六十八条の十五の七第一項各号
に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税

三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条的十
一第三項又は第四十二条の十二の三第三項の規定をいう。次項及び第五
項において同じ。）を適用したならば、各事業年度の所得に対する法人
税の額から控除することができる最終の事業年度終了の日までの期間を
いう。

3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項及び

第五項において「超過事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事
業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結
事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る
連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書
の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）において、第一項各号
に定める金額のうち同項後段の規定により法人税額超過額を構成するこ
ととされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号
に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第四
十二条の四第十二項第四号の規定を適用したならば同号に規定する繰越
税額控除限度超過額に該当するもの（同条第四項の規定を適用したなら
ば当該繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）、同条第十
二項第七号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者等税
額控除限度超過額に該当するもの（同条第八項において準用する同条第
四項の規定を適用したならば当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額
とみなされる金額を含む。）又は第四十二条の五第四項、第四十二条の
六第四項、第四十二条の九第三項、第四十二条の十一第四項若しくは第四
十二条の十二の三第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定
する繰越税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に關
する規定を適用する。

4 前項の規定は、第六十八条の十五の六第一項の規定の適用を受けた法
人の同条第三項に規定する超過連結事業年度（次項において「超過連結
事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青
色申告書の提出（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する事
業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人
税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場
合の各事業年度に限る。）において、第六十八条の十五の六第一項各号
に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税

額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（当該法人に帰せられる金額に限る。）について準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、超過事業年度以後の各事業年度又は超過連結事業年度後の各事業年度の法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書に法人税額超過額の明細書（超過連結事業年度後の各事業年度にあっては、第六十八条の十五の七第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書）の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあっては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 省略

（耐震基準適合建物等の特別償却）

額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（当該法人に帰せられる金額に限る。）について準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、超過事業年度以後の各事業年度又は超過連結事業年度後の各事業年度の法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書に法人税額超過額の明細書（超過連結事業年度後の各事業年度にあっては、第六十八条の六第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書）の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあっては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 同上

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行つたもの（当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項（これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過するまでの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この項において「耐震基準適合建築物等」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該法人の

事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該耐震基準適合建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該耐震基準適合建物等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設（非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第二条第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の五第三項の規定による報告（同法第五十六条の二の二第二項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限る。）を行つたもの（当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告を受けたものを除く。）が、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から当該報告を行つた日以後三年を経過するまでの間に、当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設（港湾法第五十六条の二の二第二項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の部分（以下この項において「技術基準適合施設」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該技術基準適合施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該技術基準適合施設の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(の特別償却)

第四十四条 省略

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(の特別償却)

第四十三条の二 同上

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(集積区域における集積産業用資産の特別償却)

第四十四条 青色申告書を提出する法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第七条第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四条第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に、同法第十四条第一項の承認（同法第十五条第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四条第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに政令で定める建物及びその附屬設備（以下この項において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該法人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九条各号に掲げる業種に属する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日を含む事業年度の当該集積産業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該集積産業用資産の取得価額（当該事業年度の指定期間内にその用に供した当該法人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の十五（建物及びその附屬設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用

(特定農産加工品生産設備等の特別償却)

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2・3 省略

(特定信頼性向上設備等の特別償却)

第四十四条の五 省略

2 青色申告書を提出する法人で放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同法第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、災害対策用基幹放送設備等（同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第

(特定農産加工品生産設備等の特別償却)

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2・3 同上

(特定信頼性向上設備の特別償却)

第四十四条の五 同上

す。

百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第一百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該灾害対策用基幹放送設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該灾害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、

当該灾害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該灾害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 | 第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が同表の第一号又は第五号の第三欄に

2 | 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が同表の第一号又は第四号の第三欄に

掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ超える場合には、それぞれ十億円又は二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額のうち占有する割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

地区	地区又は地域	一 省 略		
		事 業	資 产	割 合
二 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出国産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	製造の事業その他政令で定める事業	製造の事業機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他の政令で定めるものに限る。）並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備	四（建物及びその附属設備については、百分の二十）	百分の三十
三 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国産業高度化・事業革新促進計画において同法第四十二条第一項に規定する提出国産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備	同 上	同 上
地区	地区又は地域	一 同 上	事 業	資 产
地区	地区又は地域	一 同 上	事 業	資 产

掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ超える場合には、それぞれ十億円又は二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額のうち占有する割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

地区	地区又は地域	二 同 上		
		事 業	資 产	割 合
地区	地区又は地域	一 同 上	事 業	資 产
地区	地区又は地域	一 同 上	事 業	資 产
地区	地区又は地域	一 同 上	事 業	資 产

四 沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十二条第二項の二十五条の二に規定する特定経済産業に属する事業	省略	省略	省略	機械及び装置、(建物及び備品)	百分の五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載され並びに建物及びその附属設備についての附屬設備は、百分の二十五)	(建物及び備品)その附屬設備についての附屬設備は、百分の二十五)	同法第五十条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載され並びに建物及びその附属設備についての附屬設備は、百分の二十五)	同法第五十条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載され並びに建物及びその附属設備についての附屬設備は、百分の二十五)	同法第五十条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載され並びに建物及びその附属設備についての附屬設備は、百分の二十五)	同法第五十条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載され並びに建物及びその附属設備についての附屬設備は、百分の二十五)	同法第五十条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載され並びに建物及びその附属設備についての附屬設備は、百分の二十五)	同法第五十条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載され並びに建物及びその附属設備についての附屬設備は、百分の二十五)	
五 省略														

2 青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合）において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区的産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却

2 同上

四 同上
同上
同上
同上

限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

地 区	事 業	設 備	省 略	一 省 略
二 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の業 政令で定める事	当該事業の用 に供される設 備で政令で定 める規模のも の	省 略	一 省 略
三 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の業 政令で定める事	当該事業の用 に供される設 備で政令で定 める規模のも の	省 略	一 省 略

355 同上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）

地 区	事 業	設 備	同 上	一 同 上
二 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	同 上	同 上	同 上	一 同 上
			同 上	同 上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）

第四十六条 青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるわらず、これらの資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一〇三 省略
255 省略

（支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却）
第四十六条の二 青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十三項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下の項において「支援事業所取

（支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却）
第四十六条の二 青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下の項において「支援事業所取

引金額」という。)がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額又は同条第四項に規定する合併等特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額又は同条第四項に規定する合併等特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額又は同条第四項に規定する合併等特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額が、当該事業年度の支援事業所取引增加額(当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額から前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。)を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引增加額を限度とする。

2・3 省略

(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、平成二十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法第二条に規定する次世代育成支援対策に係る同法第十三条に規定

引金額」という。)がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額又は同条第四項に規定する合併等特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額又は同条第四項に規定する合併等特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の二の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特別償却限度額が、当該事業年度の支援事業所取引增加額(当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額から前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。)を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引增加額を限度とする。

2・3 同上

(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法第二条に規定する次世代育成支援対策に係る同法第十三条に規定

する基準に適合するものである旨の認定（当該法人が指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「基準適合認定」といいう。）を受けた場合には、当該基準適合認定を受けた日を含む事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）終了の日において当該法人の有する建物及びその附属設備で事業の用に供されているもの（当該法人の当該基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該適用事業年度終了の日までの期間内において取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）に限り。以下この項において「特定建物等」という。）に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2・3 省略

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等を新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している

する基準に適合するものである旨の認定（当該法人が指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「基準適合認定」といいう。）を受けた場合には、当該基準適合認定を受けた日を含む事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）終了の日において当該法人の有する建物及びその附属設備で事業の用に供されているもの（当該法人の当該基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該適用事業年度終了の日までの期間内において取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）に限り。以下この項において「特定建物等」という。）に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2・3 同上

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等を新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している

期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が、第三項第二号に掲げる建築物のうち同号イに掲げる地域において整備されるものである場合には百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の三十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

3 2 省略

前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号及び第二号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 省略

次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画（イに掲げる地域については同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、ロに掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む。）に基づいて行われる都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

イ・ロ 省略

三 中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により

期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が、第三項第二号に掲げる建築物のうち同号イに掲げる地域において整備されるものである場合には百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

3 2 同上

前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号及び第二号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第三号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 同上

次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画（イに掲げる地域については、同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画）に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

イ・ロ 同上

整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

四・5 省略

4・5 省略

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項若しくは第二項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十二の二第一項、第四十二条の十二の三第一項、第四十二条の十二の五第一項、第四十三条から第四十四条まで若しくは第四十四条の三から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたもの(次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。)につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2・7 省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 省略

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三、第四十二条の十二の五、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

四十八条までの規定

三 同上
4・5 同上

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十二の二第一項、第四十二条の十二の三第一項、第四十三条から第四十四条まで若しくは第四十四条の三から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたもの(次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。)につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2・7 同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 同上

二 第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から第四十八条までの規定

三・四 省略

2 省略

(海外投資等損失準備金)

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から平成二十八年三月三十日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の各号に掲げる法人（以下この条において「特定法人」という。）の特定株式等の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により各特定法人別に海外投資等損失準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(海外投資等損失準備金)

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から平成二十六年三月三十日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	株 式 等	割 合
一 資源開発事業法人 (第三号に掲げる法人に該当するものと除く。)	新增資資源株式等又は購入資源株式等	百分の三十
二 資源開発投資法人 (第四号に掲げる法人に該当するものを除く。)	新增資資源株式等	百分の三十